墨田区手数料条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改	正案		現	行
別表			別表	
1 〔略〕			1 〔略〕	
2 保健衛生・環			2 [同左]	
1 -	3 称 額	徴収時期	番号 事 務 名 称	額徵収時期
60 「略」	記販売業 1件につき 申請手数 100円	3 4 , 許可申 請のと き。	「略」 「東事法第24 「同左〕 楽事法第24 (同左〕 条第1項の規定に基づく医薬品の販売業 (同法第1項に規定する一般販売業で同項に規定する一般販売業を除く。) 、	[同左]
薬事法第24 医薬語 条第2項の規 許可 定に基づく医 薬品の販売業 (同法第25 条第1号の店 舗販売業に限 る。の許可の 更新の申請に 対する審査		12,更新申 請のと き。	等」という。) に限る。)の 許可の申請に 対する審査 薬事法第24 条第2項の規 定に基づく医 薬品の販売業 (一に限る。)の 許可に対する 審査	〔同左〕 〔同左〕
	業許可証	2 , 5 書換え 交付申 請のと き。	平事法施行令 (昭和36年 政令第11号) 第45条第1 項及び第2項 の規定に基づ く薬局開設又 は医薬品の販 売業等に取動 売業等に取の の許可証の書 換え交付	〔同左〕
	業許可証	3,5 再交付申請のとき。	薬事法施行令 第46条第1 項及び第2項 の規定に基づ く其医院開設又 は医薬(日の販 売業等(口服あ の許可証の再 交付	〔同左〕

許可証の再交 付 65~ (mg)	65~ (per)
3 建築・都市計画・土木関係	3 [同左]
〔別紙のとおり〕	(別紙のとおり)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年6月1日から施行する。ただし、付則第7項の規定は公布の日から、別表 3建築・都市計画・土木関係の部中65の項を71の項とし、60の項から64の項までを6項ずつ繰り下げ、同部に60の項から65の項までを加える改正規定は墨田区規則で定める日から施行する。

(経過措置等)

- 2 この条例の施行の際、薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号。以下「改正薬事法」という。)附則第2条及び第5条の規定によりなお効力を有することとされる薬事法(昭和35年法律第145号)第24条第2項の規定に基づく許可の更新の申請に対する審査に係る手数料については、この条例による改正前の墨田区手数料条例(以下「旧条例」という。)別表 2保健衛生・環境関係の部62の項の規定は、なお効力を有する。
- 3 この条例の施行の際、改正薬事法附則第8条の規定により従前の例により引き続き当該薬種商販売業を営むことができることとされる薬事法第24条第2項の規定に基づく許可の更新の申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際、改正薬事法附則第14条の規定により従前の例により引き 続き当該許可に係る業務を行うことができることとされる薬事法第24条第2項 の規定に基づく許可の更新の申請に対する審査に係る手数料については、なお従前 の例による。
- 5 この条例の施行の際、改正薬事法附則第15条の規定により従前の例により引き 続き当該許可に係る業務を行うことができることとされる薬事法第24条第2項 の規定に基づく許可の更新の申請に対する審査に係る手数料については、平成24

年5月31日までの間は、なお従前の例による。

- 6 この条例の施行の際、薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成21年政令第2号。以下この項において「改正薬事法施行令」という。)附則第2条及び第4条の規定によりなお効力を有することとされる改正薬事法施行令による改正前の薬事法施行令(昭和36年政令第11号)第45条第1項及び第2項並びに第46条第1項及び第2項に規定する医薬品の販売業の許可証の書換え交付及び再交付に係る手数料については、旧条例別表2保健衛生・環境関係の部63の項及び64の項の規定は、なお効力を有する。
- 7 この条例による改正後の別表 2保健衛生・環境関係の部61の項の許可の申請に対する審査は、この条例の施行前においても行うことができる。この場合において、改正後の別表 2保健衛生・環境関係の部61の項の規定の適用については、同項中「薬事法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業(同法第25条第1号の店舗販売業に限る。)の許可」とあるのは「薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号)附則第19条第1項の規定により行うことができることとされる同法による改正後の薬事法第26条第1項の規定による店舗販売業の許可」とする。

		改 I	E 案						現		行			
3	建築・都市計画・	土木関係			(1)	3 3	建築・都	市計画・	・土木	関係				
番号	事務	名 称	額	徴期期		番号	事	務	名	称		額	禮 纠	畊
1 ~ 5 9	[略]	•	•	'		1 ~ 5 9	[略]		•		•		<u>'</u>	
	長期優良住宅の普及の	一戸建ての住	1件につき、次に掲げる額。ただし、	認定申請			〔新設〕							
	促進に関する法律(平	宅に係る長期	当該申請に併せて長期優良住宅の普	のとき。										
	成20年法律第87号)	優良住宅建築	及の促進に関する法律第6条第2項											
	第6条第1項の規定に	等計画認定申	の規定に基づく申出があった場合に											
	基づく長期優良住宅建	請手数料	おいては、当該額に1の項の規定に											
	築等計画の認定(当該		より算定した手数料の額を加えた額											
	住宅が一戸建ての住宅		とする。											
	(住宅の用途以外の用		申請に係る計画が、長期優良住											
6 0	途に供する部分を有し		宅の普及の促進に関する法律第6											
00	ないものに限る。以下		条第1項各号(第3号を除く。)											
	同じ。) に係るものに		に掲げる基準に適合していること											
	限る。)の申請に対す		を区長が指定する者による確認											
	る審査		(以下「区長が指定する者による											
			技術的審査」という。)を受けた											
			もの 7,200円											
			申請に係る計画が、区長が指定											
			する者による技術的審査を受けて											
			いないもの 47,000円											
	長期優良住宅の普及の	共同住宅等に	1件につき、次の 又は に掲げる	認定申請			〔新設〕							
	促進に関する法律第6	係る長期優良	区分及び当該住宅が属する一の建築	のとき。										
	条第1項の規定に基づ	住宅建築等計	物の床面積の合計に応じ、次に掲げ											
	く長期優良住宅建築等	画認定申請手	る額(当該申請に併せて長期優良住											
	計画の認定 (当該住宅	数料	宅の普及の促進に関する法律第6条											
	が共同住宅等 (共同住		第2項の規定に基づく申出があった											
	宅、長屋その他一戸建		場合においては、1の項の規定によ											
	ての住宅以外の住宅を		り算定した手数料の額を加えた額)											

いう。以下同じ。)に	を当該建築物における認定申請戸数
係るものに限る。)の	で除して得た額(100円未満の端
申請に対する審査	数があるときは、その端数を切り捨
	てた額)
	申請に係る計画が、区長が指定
	する者による技術的審査を受けた
	もの
	ア 100平方メートル以内のも
	の 7,200円
	イ 100平方メートルを超え、
	500平方メートル以内のも
	o
	13,000円
	ウ 500平方メートルを超え、
	1,000平方メートル以内の
	もの 23,000円
	エ 1,000平方メートルを超
	え、2,500平方メートル以
6 1	内のもの 32,000円
	オ 2,500平方メートルを超
	え、5,000平方メートル以
	内のもの 61,000円
	カ 5,000平方メートルを超
	え、10,000平方メートル
	以内のもの 104,000円
	申請に係る計画が、区長が指定
	する者による技術的審査を受けて
	いないもの
	ア 100平方メートル以内のも
	の 47,000円
	イ 100平方メートルを超え、
	500平方メートル以内のも

		ĺ	Ø		
			109,000円		
			ウ 500平方メートルを超え、		
			1,000平方メートル以内の		
			もの 175,000円		
			エ 1,000平方メートルを超		
			え、2,500平方メートル以		
			内のもの 345,000円		
			オ 2,500平方メートルを超		
			え、5,000平方メートル以		
			内のもの 617,000円		
			カ 5,000平方メートルを超		
			え、10,000平方メートル		
			以内のもの 1,062,00		〔新
			0円		
	長期優良住宅の普及の	一戸建ての住	1件につき、次に掲げる額。ただし、	変更認定	
	促進に関する法律第8	宅に係る長期	当該申請に併せて長期優良住宅の普	申請のと	
	条第1項の規定に基づ	優良住宅建築	及の促進に関する法律第8条第2項	ಕ。	
	く長期優良住宅建築等	等計画変更認	において準用する同法第6条第2項		
	計画の変更の認定(当	定申請手数料	の規定に基づく申出があった場合に		
	該住宅が一戸建ての住		おいては、当該額に1の項の規定に		
	宅に係るものに限る。)		より算定した手数料の額を加えた額		
62	の申請に対する審査		とする。		
			申請に係る計画が、区長が指定		
			する者による技術的審査を受けた		
			もの 7,200円		
			申請に係る計画が、区長が指定		
			する者による技術的審査を受けて		〔新
			いない もの 47,000円		
	長期優良住宅の普及の	共同住宅等に	1件につき、61の項額の欄 又は	変更認定	
	促進に関する法律第8	係る長期優良	に掲げる区分及び当該住宅が属す	申請のと	
	条第1項の規定に基づ	住宅建築等計	る一の建築物の当該計画の変更に係	き。	

6 7	〔略〕			
6 6	[略]			
	対する審査			
	の承継の承認の申請に			
<u>6 5</u>	画の認定を受けた地位	請手数料		
c -	0条の規定に基づく計	承継の承認申		
	促進に関する法律第1		•	のとき。
	長期優良住宅の普及の	計画の認定を	1件につき 2,100円	承認申請
	る審査			
	更の認定の申請に対す			
	良住宅建築等計画の変			
6 4	合における認定長期優			
	宗弟「頃の規定に奉う」 く譲受人を決定した場			c.
	派達に到9 6法律第9 条第1項の規定に基づ			中萌のと
	促進に関する法律第9		•	変更認定申請のと
			り括 C/C額) 1件につき 2,100円	亦声初章
			の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)	
			戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、その端数があるときは、その端数があると	
			を当該建築物における変更認定申請	
			り算定した手数料の額を加えた額)	
			場合においては、1の項の規定によ	
			第2項の規定に基づく申出があった	
			第2項において準用する同法第6条	
5 5			宅の普及の促進に関する法律第8条	
6 3			る額(当該申請に併せて長期優良住	
	申請に対する審査		らカまで又は アからカまでに掲げ	
	係るものに限る。)の		積)に応じ、61の項額の欄(アか	
	該住宅が共同住宅等に		あっては、当該増加する部分の床面	
	計画の変更の認定(当	請手数料	得た面積(床面積の増加する部分に	
	CONTROL DESCO	四叉丈吣足中	る部分の床面積に2分の1を乗じて	

〔新設〕 〔新設〕 60 (略) <u>61</u>〔略〕 62 [略]

68	[略]
<u>6 9</u>	[略]
7 0	[略]
7 1	[略]

<u>6 3</u>	[略]
6 4	[略]
<u>6 5</u>	[略]